

<p>派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき、被扶養者でなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。</p> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p> <p>別紙様式第21号の3</p> <p>(表)</p> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <p>[略]</p> <p>4 組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき、被扶養者でなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。</p> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p>	<p>派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき、被扶養者でなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。</p> <p>[同左]</p> <p>備考 [同左]</p> <p>別紙様式第21号の3</p> <p>(表)</p> <p>[同左]</p> <p>(裏)</p> <p>[同左]</p> <p>4 組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき、被扶養者でなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。</p> <p>[同左]</p> <p>備考 [同左]</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(様式の特例)

第二条 この省令による改正前の別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証、別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証及び別紙様式第二十一号の三による限度額適用、標準負担額減額認定証は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

(国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(平成十九年財務省令第五十二号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則(次条において「平成十九年改正前施行規則」という。)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別紙様式第15号の3</p> <p>(表)</p> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <p>[略]</p> <p>3 組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき、被扶養者でなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。</p> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p>	<p>別紙様式第15号の3</p> <p>(表)</p> <p>[同左]</p> <p>(裏)</p> <p>[同左]</p> <p>3 組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき、被扶養者でなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。</p> <p>[同左]</p> <p>備考 [同左]</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(改正前の平成十九年改正前施行規則別紙様式の特例)

第五条 前条の規定による改正前の平成十九年改正前施行規則別紙様式第十五号の二による高齢受給者証は、当分の間、同条の規定による改正後の別紙様式第十五号の二の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現に存する前条の規定による改正前の平成十九年改正前施行規則別紙様式第十五号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○財務省、農林水産省、文部科学省、厚生労働省、環境省、防衛省、国土交通省、令第一号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第五条第二項並びに第六条第一項及び第八項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十二日

財務大臣	麻生 太郎
文部科学大臣	萩生田光一
厚生労働大臣	加藤 勝信
農林水産大臣	江藤 浩志
経済産業大臣	梶山 弘志
国土交通大臣	赤羽 一嘉
環境大臣	小泉進次郎
防衛大臣	河野 太郎